

事 務 連 絡

平成23年6月3日

各保険医療機関（調剤薬局） 殿

宮城県国民健康保険団体連合会

（公 印 省 略）

東北地方太平洋沖地震に関する診療報酬等請求の取り扱いについて

本会の審査支払事務に関して、日ごろから格別のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今般、厚生労働省より、今回の地震による被災に関する診療報酬等の取り扱いについて通知がありましたので、請求方法について下記のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 被災者に係る一部負担金の猶予措置対象者等について

・「3月診療分から5月診療分までに係る取り扱いについて」はこちらをご参照ください。

・「6月診療分及び7月診療分以降についての取り扱いについて」はこちらをご参照ください。

2 レセプト電算処理システムの取り扱いについて

レセプト電算処理システムによる請求において、保険者が特定できない被保険者等に係る診療報酬等請求については、電子レセプトによる請求ではなく紙レセプトでの請求となります。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合は電子レセプトによる請求も差し支えありません。

電子レセプトに係る留意事項はこちらをご参照ください。

3 診療報酬明細書等による記載等について

別紙1をご参照ください。

4 保険者番号の記載について

保険者番号は可能な限り別紙2の保険者一覧表を参考に記載願います。

どうしても保険者番号が特定できない場合は、住所等を明細書欄外上部に記載願います。

5 編綴方法について

別紙3をご参照ください。

6 診療報酬請求書の記載について

猶予措置の対象となったレセプトに添付する請求書については上部余白に朱書きで「災」と記載願います。

7 診療報酬総括表の記載について

災害分と分ける必要はありません。1枚にまとめて記載願います。

8 その他

避難所や救護所等において診察を受けた場合及び発行された処方せんによる調剤は、保険診療として取り扱うことはできません。（災害救助法の適用となる医療については、県又は市町村に費用請求することになりますので、請求方法については、県又は市町村に確認願います。）

問い合わせ先

宮城県国民健康保険団体連合会

審査業務課

電 話 0 2 2 - 2 2 2 - 7 0 7 5

F A X 0 2 2 - 2 2 2 - 7 1 0 7